

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

「あなただからできること、あなたにしかできないことを追求すれば、あなたの代わりは無理なんだという人生が待っている」母校近畿大学入学式のつくく♫の式辞です。成長の速度も役割も人によって違いがあります。他人と同じである必要はありません。事業も「余人を持って代え難い」と言われるほどの付加価値の提供が続けられる経営者だけが顧客に受け入れられます。その人の個性は何か特別のことを行うのではなく、当たり前のことを普通に行うことによって磨かれてきます。

調和は個性が発揮された時に訪れます。

## 私の書棚より

○考えると体は必ず硬くなる。それは有利な展開に持ち込もうとか、勝とうという欲がそうさせるのである。力が入っているものは、一見強く頼もしく感じられるが、壊れやすい。  
○打つ手がまったくないということは、たいていの場合、本当はないと思う。必死になって探せば、どこかにそこから抜け出す小さなきっかけを見つけることができるはずなのだ。

「運を支配する」  
桜井章一・藤田晋著 幻冬舎新書

## 税務アンテナ

□法人の役員又は使用人が組織したクラブ活動、親睦旅行、互助会等の福利厚生をおこなう団体に対して、法人がその事業経費の相当部分を負担しており、かつ一定の資格のある者が当該団体の役員であるか、重要な施設の大部分を提供している場合には、原則として当該団体の収益、費用等の全額を法人のものとして計算しますので、法人は申告の際に当該団体の純資産残高を加算しなくてはなりません。

ただし、法人の負担部分と構成員の負担部分を按分する等適正に区分されている場合は、その区分されたところにより、法人に帰属すべき収益、費用等の額を計算することができます。

□法人が主催する社員旅行は旅行日程が4泊5日以下であること、全従業員の半分以上が参加するものであること等の条件が満たされていれば、その旅行費用が社会通念上一般的といえないほどの多額でなければ、従業員に対して給与課税されません。

この場合、法人では福利厚生費や旅費交通費等の科目で損金経理をしますが、来期の社員旅行の費用を今期に先払いしても旅行を実施していない今期においては前払金となり、損金となるのは旅行を実施した来期となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 5月の税務スケジュール

10日	○ 4月分の源泉所得税の納付 (休日につき11日)
31日	○ 3月決算法人の確定申告 ○ 9月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 6月、9月、12月決算法人の 消費税中間申告 (休日につき6月1日)

31日	○ 5月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき5月29日)
-----	---

今月の贈る言葉『百計も尽きたときに苦悩の果てが一計を生む』 by 吉川英治